

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送請求用）

令和 年 月 日

1. 申請者

住所	〒		
(フリガナ)氏名	屋間連絡のとれる電話番号 () -		
必要な人との関係	・本人 ・配偶者（夫、妻） ・直系尊属、卑属（父母、祖父母、子、孫等） ・代理人（委任状が必要です） ・第三者（必要とする理由を詳しく記入してください）		

2. 何が必要ですか

必要な戸籍	必要な人の氏名 (明・大・昭・平・令 年 月 日生)			
	本籍 鳥取県東伯郡湯梨浜町	筆頭者 (戸籍の最初に名前が書かれている方) 番地		
	謄本 (全部)	抄本 (一部)	手数料	● 2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。 令和 年 月 日に () 届を () 市区町村に提出
戸籍	通	通	1通 450円	
除籍 (改製原戸籍)	通	通	1通 750円	● 附票はどちらの住所の記載が必要ですか。 ()
戸籍の附票	通	通	1通 300円	
身分証明書		通	1通 300円	● 附票に記載が必要であれば☑をしてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報
その他証明 ()		通		身分証明書はご本人様からの請求のみ交付いたします。 (代理人の場合は委任状が必要です。)

3. どのようなことに使われますか

・パスポート ・年金 ・相続 ・その他 ()

※ 相続などで具体的に分かっている方はご記入ください。

(氏名) の死亡に伴う手続きで、
死亡した人の () から () までのものが各 () 通必要

4. 第3者が請求する場合は、次のいずれかを選択した上で、請求理由を詳細に記入してください。

・自己の権利行使又は義務履行のため ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要があるため ・その他

[]

5. 同封するもの

- この申請書（戸籍謄抄本等交付申請書（郵送請求用））
- 手数料 _____ 円（定額小為替を最寄りの郵便局で購入してください。受取人欄は空欄のまま。）
- 返信用封筒（切手を貼付し、返信先の住所・氏名を記入してください。返信先は申請者の住民登録地となります。）
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等のコピー）

◎戸籍謄本等の郵送請求に当たっての注意事項◎

1. 本人確認について

戸籍謄本等を交付する際は本人確認を行うこととなっております。

郵便での請求の場合は、請求者（申請者）本人の運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真つき）、マイナンバーカード、健康保険証、その他官公署が発行した免許証等のコピーをいずれか1点添付してください。

その際に、請求者の現住所が裏面等に記載してある場合は、その面のコピーも添付してください。

2. 戸籍謄本等の送付先について

請求された戸籍謄本等については、個人の場合は、本人確認書類で確認できた住所（住民登録地）又は戸籍の附票等で確認できた住所に、法人の場合は、請求の任に当たっている方の所属する事務所の所在地に送付することになります。

3. 戸籍謄本等が請求できる範囲について

戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系血族（祖父母、父母、子、孫等）の方は請求することができます。それ以外の方が、代理で請求する場合は委任状が必要です。

配偶者、直系血族の方が申請される場合でも、必要な方との続柄が本町で確認できない場合は続柄の分かる書類が必要です。

なお、身分証明書は、原則として本人又は法定代理人しか請求することができません。

4. 第三者請求について

上記3. 以外の方は、次に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の請求をすることができます。いずれの場合も請求理由を詳細に記入してください。

- ①権利の行使、義務の履行のために請求する場合
- ②国又は地方公共団体の機関に提出する場合
- ③その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

5. 手数料について

手数料は定額小為替（郵便局で取り扱っています）または現金書留でお送りください。切手や印紙ではお取り扱いできませんのでご注意ください。定額小為替をお送りいただく場合、受取人欄を記載する必要はありません。

【お問合せ先】

町民生活課 東郷支所 窓口業務班
電話 0858-32-1960（直通）
0858-32-1111（代表）
町民生活課 住民戸籍係
電話 0858-35-5319（直通）

【郵送請求書の送付先】

〒682-0723
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町役場 町民生活課 住民戸籍係